

☆市の制度

種類	サービス名	内容	負担	手続き
地域生活支援事業 (おもなサービス)	相談支援事業	社会福祉協議会ふれあいサービスセンターにて各種相談の実施	無料	
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣	無料	申請が必要
	移動支援事業	自立生活や社会参加を促すことを目的とした、屋外での移動が困難な障害者(児)に対する外出のための支援	1割	申請が必要
	地域活動支援センター	通所し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜提供(従前の北部身体障害者デイサービスセンター事業)		
	移動入浴サービス	入浴車を派遣し、室内に浴槽を持ち込み、その場で入浴できるサービス		
	日中一時支援事業	日中において介護者が居ないため、施設で一時的に見守りを受けるサービス		
	日常生活用具	日常生活用具の給付		
	成年後見制度利用支援	社会福祉協議会で実施	無料	諸経費は実費負担

☆地域生活支援事業における自己負担

各種のサービスを利用した場合は、利用額の1割を直接サービス事業者にお支払いください。

市では利用者の自己負担が重くなりすぎないように、世帯の課税状況により負担上限額を設定しますが、月額負担上限額を超えて負担金を支払った場合は、申請により上限額を超え支払った額を給付します。

サービス名	負担割合	自己負担額
移動支援事業	1割	介護給付と訓練等給付の自己負担と、地域生活支援事業の自己負担を合わせて、世帯上限額までを負担
地域活動支援センター		
移動入浴サービス		
日中一時支援事業		
日常生活用具	1割	補装具と日常生活用具の自己負担を合わせて、世帯上限額までを負担

自己負担額	
区分	月額負担上限額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯Ⅰ	15,000円
市民税非課税世帯Ⅱ	24,600円
市民税課税世帯	37,200円

☆国の制度

色の付いたところが10月から始まるサービスです

種類	サービス名	内容	負担	手続き
介護給付	居宅介護	居宅での生活全般にわたる援助サービス	1割	申請が必要 (市は、申請により18歳以上の障害者に、障害程度区分の認定をします。ただし、障害児には必要ありません)
	行動支援	行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時の移動の支援		
	児童デイサービス	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など		
	短期入所	短期の入所によるサービス		
	重度訪問介護	居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス		
	療養介護	医療を受けながら、介護の提供を受けることができるサービス		
	生活介護	おもに日中、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動及び生産活動などのサービス		
	重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援		
	共同生活介護(ケアホーム)	共同生活を営む住居における入浴、排せつ、食事の介護など。おもに夜間に提供されるもの		
	施設入所支援	施設入所者に対して提供される介護サービス		
訓練等給付	共同生活支援(グループホーム)	共同生活を営む住居における相談やその他日常生活の援助。おもに夜間に提供されるもの		
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練		
	就労移行支援	就労に必要な知識・能力の向上をはかるための訓練		
	就労継続支援	通常の事業者には雇用されることが困難な人を対象とする継続的な就労支援		
自立支援医療	従来からの更生医療、育成医療、精神障害者通院公費	1割	申請が必要	
補装具(義肢・装具・車いすなど)	補装具の交付・修理	1割	申請が必要	

※介護保険制度の対象となる人は、介護保険制度が優先され、介護保険からの給付になります。

